

<p><b>【概要】</b></p> <p><b>◆条例制定の背景</b> 地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、一層のプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、天橋立をはじめとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務のもと、プラスチックをはじめとする資源が適切に循環する体制を構築し、もって脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、最も市民に訴求力のある条例を制定するもの。</p> <p><b>◆条例制定の趣旨・目的</b> 市民、事業者、行政、観光客が一体となってプラスチック等の資源循環の促進に取り組み、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現することを目指す理念条例。 ※ 本条例は理念及び基本的事項を定めるものであり、推進する具体的施策は、条例に基づき策定する基本指針に掲げる。 ※ 既存の「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」との関連について、根拠法及び目的・趣旨が異なることから両条例を並存。</p> <p><b>◆条例の構成（案）</b> ① 前文 ② 総則（目的、市・事業者・市民・観光客の責務、連携、基本指針） ③ 具体の対策（プラスチック等の資源循環の促進、海洋プラスチックごみ対策の推進、環境教育・学習の推進、連携、体制の整備、財政上の措置）</p> <p><b>◆今後の予定</b> R4.10月 パブリックコメント 11月 宮津市廃棄物減量等推進審議会 12月 議案提出</p>		<p><b>【政策等の背景・経過（近年・主なもの）】</b></p> <p><b>《国》</b> ・H30.6月 「第4次循環型社会形成推進基本計画」 閣議決定 ・R元.5月 「プラスチック資源循環戦略」 策定（ワンウェイプラスチック製容器包製品の使用削減、レジ袋有料化義務化） ・R3.3月 「地球温暖化対策推進法」の一部改正 ・R3.6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 成立     →令和4年4月施行</p> <p><b>《京都府》</b> ・R3.1月 「京都府プラスチックごみ削減実行計画」 策定 ・R4.3月 「京都府循環型社会形成計画(第3期)」 策定</p> <p><b>《宮津市》</b> ・R2.6月 「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」 宣言 ・R3.10月 「宮津市環境基本計画」 策定     「気候非常事態宣言」 ・R4.8月 「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」</p>					
<p><b>【第7次宮津市総合計画（R3～R12）との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり</td> </tr> </table> <p>※関連する主な市の条例・計画 ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号） ・宮津市環境基本計画（計画期間：R3～R12）</p>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり	<p><b>【審議会の状況・市民参加の状況・政策の効果】</b></p> <p><b>《宮津市廃棄物減量等推進審議会の状況》</b> R4.6.6 第1回全体会 9.2 第1回資源循環検討部会 9.30 第2回全体会</p> <p><b>《市民参加の状況》</b> 団体との意見交換等</p> <p><b>《政策の効果》</b> 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築による持続可能なまちの実現</p>	
重点プロジェクト	—						
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり						
<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <p>・府内で初めて、プラスチックを主体に据えた資源循環を促進する条例を制定</p>		<p><b>担当課・係</b></p> <p>市民環境課環境衛生係（45-1617）</p>	<p><b>添付資料</b></p> <p>宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について【全員協議会資料】</p>				